

平成28年第2回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成28年2月25日・午前10時10分・受付. No. 1

議席	通告者氏名
8番	佐藤 長平

質問事項・内容		答弁者	答弁内容
1. 避難解除と帰村後の村政運営について			
1-1	<p>戻ることを希望する村民と戻れない村民、それぞれに寄り添う村政運営が避難解除と帰村の中での最大の課題であり、村長の政治運営について所見を伺う。</p> <p>更なる課題は、戻る戻れないを判断できないでいる村民への対応を、どのように対処していくのか所見を伺う。</p>	村長	
1-2	<p>若者に持続的で社会的信頼が持てる仕事を作っていく政策が必要であり、実現すれば、それは子供たちの夢となっていく、高齢者に生きがいのある仕事をつくる政策あれば、それは若者達の夢となっていく、復興のなかでどのような仕事を作っていくか、村の未来は変えられると思うが所見を伺いたい。</p>	村長	
2. 教育行政と議会の在り方について			
1-1	<p>日本国憲法は、第8章、第93条において、地方自治体に議事機関として議会を設置しなければならないとしている。</p> <p>議事機関とは条例の制定、改廃に止まらず、広く行政全般にわたる具体的な事務の処理についても、意志決定機関としての権能を持っている。2年半にわたる教育行政と議会での教育長問責決議と意志決定の議決をめぐる経過は、教育長の責務において憲法に反する行為であり、断じて許されない行為である。謝罪と職務の責任をとるよう求める。</p>	村長	

議席	通告者氏名
7番	佐藤 八郎

平成28年第2回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成28年2月25日・午前10時30分・受付 No. 2-1

質 問 事 項 ・ 内 容		答弁者	答 弁 内 容
1. 放射性物質（危険毒物）降散について			
1-1	降散された物質の種類及び動植物と人体への影響、調査方法と実態（結果）を示せ。	村長	
1-2	元通りの自然環境とする為の除染（放射性物質の除去と隔離する）のマニュアル、成果と今後の完全除染の為の取り組みを示せ。		
1-3	除染による汚染物量を各行政区毎に示すと共に減容化状況と村内からの搬出計画を示せ。		
2. 村民の健康と被ばくした人体について			
2-1	原発事故前後での、人体への健康・食品・労働者の基準の推移（違い）を示すと共に、安心・安全の為に実施することを示せ。	村長	
2-2	放射線被ばく実態を明確にして、発病・重症化防止の為に、早期発見・早期治療の必要性があるが、被ばくの真実をどのように調査・分析されているか伺う。		

平成28年第2回飯館村議会定例会一般質問通告書

平成28年2月25日・午前10時30分・受付 No. 2-2

議席	通告者氏名			
7番	佐藤 八郎			
質問事項・内容		答弁者	答 弁 内 容	
2-3	村民の健康増進と検診、予防の充実が重要な5年目となっているが、内容と実施計画を伺う。	村長		
2-4	これ以上の被ばくしない為には、ICRP勧告、原子炉等規制法など国内法令による公衆の年間の線量限度1mSvを最低厳守すべきである。			
2-5	放射線管理区域は、年間5.2mSv相当であるとしているが、村の除染目標も5mSvとしているが、管理区域での村民生活のあり方を示せ。			
3. 避難（移住）解除と損賠賠償について				
3-1	国が示してきた解除要件（村民の立場での実施）の完全実施は、帰村して住居で暮らすだけでは「人間らしい生活」とはならないし、元の生活にも遠いし違うものである。憲法が生かされる生活を伺う。	村長		
3-2	生活は経済と結びつくし、勤勉な村民にとってこの解除のあり方では、労働も、収入所得も、コミュニティ等々達成できないし、損害賠償の継続が必要である。			

平成28年第2回飯館村議会定例会一般質問通告書

平成28年2月25日・午前10時30分・受付 No. 2-3

議席	通告者氏名			
7番	佐藤 八郎			
質問事項・内容		答弁者	答 弁 内 容	
3-3	<p>加害者と被がい者は、100対0にある。加害者が一方的に責任・役割を果たさないやり方は間違いである。まして、被がい者代表の村長が避難解除・学校再開を、村民の合意もなく公言するのは間違いである。</p>			
4. 村民一人ひとりの生活復興について				
4-1	<p>元のような村とするために、加害者（国・県・東電）に責任を求め、役割を果たさせること。</p>	村長		
4-2	<p>村民が主人公をつらぬける行政執行とすること。</p>			
4-3	<p>村民の英智、多くの寄り添って支援されてる英智の結集を進め、村民一人ひとりの生活の復興をさせること。</p>			
4-4	<p>自主独立した調査、仕事づくり、ビジョンづくりを進める事が求められています。</p>			

平成28年第2回飯館村議会定例会一般質問通告書

平成28年2月26日・午前8時50分・受付 No.3-1

議席	通告者氏名
3番	菅野 新一

質問事項・内容		答弁者	答 弁 内 容
1. 村内の住環境の除染について		村長	
1-1	28年度中には、除染は、すべて完了する予定ではありますが、現在、住居周りであっても、線量が高い所もあります。農地、それに隣接するイグネ（裏山）などの除染が雑であり、今後、帰村して私達住民が生活する訳ですが、非常に不安があります。その点についてと、帰村後の対策として、長期にわたって森林再生、里山除染を組み込み、国に要望すべきと考えるが、村の対応を伺うものであります。		
2. 帰村後の農地活用と保安全管理について		村長	
2-1	現在の日本の農業情勢から判断すると、比較的利便性の良い農地は、自給用の野菜などを作付けしたり、販売目的の作物など栽培をして、保安全管理ができると考えられるが、他の農地の保安全管理は今後荒廃が進むと考えられる。そのような農地の保全の村としての対応を伺う。		
3. 帰村後の学校再開の時期などについて		村長	
3-1	<p>いいたてまでいな復興計画（第5版ダイジェスト版）によると、教育部会では、子どもの帰村には慎重な判断を要することから、学校のあり方については、住民の意向により判断すべきとし、当面は現状の教育環境を充実させる方向で検討された様である。</p> <p>現在は学校施設周辺の整備、放射能汚染による、不安、村での教育環境の整備が完全でない中での29年4月の再開は時期尚早ではないか。学校教育とは生徒、又は保護者の意向を尊重し、児童・生徒にストレス、不安などを与えないような学校運営でなければならないと考えるが伺う。</p>		

平成28年第2回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成28年2月26日・午前8時50分・受付 No.3-2

議席	通告者氏名		
3番	菅野 新一		
質問事項・内容		答弁者	答弁内容
4. 村に戻る人、村に戻れない人、戻らない人に対する支援などについて			
4-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村に戻る人の支援は、居住エリアの集約や車での移動ができない人の足の確保などではないか、村の対応を伺う。 ・ 村に戻れない人への支援 二地域居住はどのように考えるのか伺う。 ・ 村に戻らないへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ①避難解除後、住宅、宅地、農地などの荒廃化が進むと考えられるが、空家の管理など村の考えなど伺う。 ②戻らない方の不動産（固定資産）税の軽減などと考えるが伺う。 	村長	

平成28年第2回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成28年2月29日 午前8時50分 受付. 4-1

議席	通告者氏名
2番	渡邊 計

質問事項・内容		答弁者	答 弁 内 容
1. 除染及び線量に関して			
1-1	2011年3月15日の18時20分に毎時44.7マイクロシーベルトが最高値として記録が残っているが、3月14日に放射線モニターが設置されてから前記の記録までの間での最小値はいくらだったのか伺う。(データの提出を求める)	村長	
1-2	除染目標の線量値及び解除時の線量値を何故村民と話し合ったうえで決めないのか見解を伺う。	村長	
1-3	村民の安全・安心の確保とより多くの帰還を促すために、2次除染の実施計画を打ち出すべきと考えるが、所見を伺う。	村長	
1-4	除染土は現在、双葉地方の中間貯蔵が滞っている状況の中、当村においては限界集落が出てくるであろう現状、土地の有効利用及び収入源として本村分は本村で貯蔵してはと思うが見解を伺う。	村長	
2. 税制に関して			
2-1	現在免除されている税金等を解除後一律に100%に戻すのか、段階的に戻すのかそれぞれの税について伺う。又、3月解除と4月解除で始まる時期に違いがでてくるのか伺う。	村長	

平成28年第2回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成28年2月29日 午前8時50分 受付. 4-2

議席	通告者氏名			
2番	渡邊 計			
質 問 事 項 ・ 内 容		答弁者	答 弁 内 容	
3. 避難指示解除に関して				
3-1	遅くても平成29年3月までに解除と期限を区切るのは何故か、根拠を伺う。	村長		
3-2	「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂について、平成27年6月12日閣議決定及び「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」平成25年11月20日原子力規制委員会の内容をどのように受けとめているのか伺う。	村長		
3-3	避難指示解除の要件として、日常的に必須なインフラや生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗することとあるが、それぞれどのように考えているのか、更にどのような施策をとるのか伺う。又、住民との十分な協議について同様に伺う。	村長		
3-4	帰還後の住民の生活設計（子供の教育・生育環境や医療・介護環境、生業を確保できるような生活環境）に対しての施策を伺う。	村長		

平成28年第2回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成28年2月29日 午前8時50分 受付. 4-3

議席	通告者氏名			
2番	渡邊 計			
質 問 事 項 ・ 内 容		答 弁 者	答 弁 内 容	
3-5	<p>帰還後の被ばくの健康影響の判断及び長期的な健康管理をするため、個々人の被ばくの線量の測定と記録を残すための具体的な施策を伺う。</p>	村長		
3-6	<p>食品の安全・安心のために、非破壊検査機器の導入が必要と考えるが所見を伺う。</p>	村長		
3-7	<p>水俣病問題のように長期化する可能性が見込まれている、数十年後の係争の際被ばくを証明するために必要になるであろう「被曝者健康手帳」を配布すべきと考えるが所見を伺う。</p>	村長		
3-8	<p>国の説明では、「帰りたい人の解除であり強制するものではない」と言っている。であるならば、全ての人が安心して帰れるまで、現在の賠償を継続して、帰りたい人のために特別解除の方法もあるのではないかと考えるが所見を伺う。</p>	村長		

平成28年第2回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成28年2月29日 午前11時00分 受付. 5

議席	通告者氏名		
5番	松下 義喜	質 問 事 項 ・ 内 容	
		答弁者	答 弁 内 容
1. インフラ整備について		村長	
1-1	県道12号線草野地区の道路拡張か、バイパスが必要と思うが所見を伺う。		
2. 除染について		村長	
2-1	草野本町市内の歩道下のU字溝の除染はどうなっているのか伺う。		
3. 営農再開について		村長	
3-1	帰村にあたって具体的な営農再開支援を、早期に示すべきと思うが所見を伺う。		
4. 学校整備について		村長	
4-1	小・中学校再開を中学校で行うとしているが、整備はいつごろまでおえられるのか伺う。		

平成28年第2回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成28年2月29日 午前11時10分 受付. 6

議席	通告者氏名			
6番	伊東 利	質 問 事 項 ・ 内 容		
		答弁者	答 弁 内 容	
1. 学校再開について		村長		
1-1	学校再開を遅らせるべきだ。 準備期間を持って1年は遅らせ、その間に安心・安全・不安なく学べる環境を整備すべきと思うが所見を伺う。			
2. 除染について		村長		
2-1	除染の完全実施について、除染後の高線量地域、箇所（ホットスポット）の除染はどのように進めるのか。時期と目標と対策について伺う。			
3. 復興対策について		村長		
3-1	①営農再開にむけて、農業基盤整備・小規模的でも水田区画整理・用排水路、農道の改修をしないと営農再開、農地の維持管理ができないのではないか施策を伺う。 ②商工業支援対策について、共同店舗的な取り組みが出来ないのか施策について伺う。			